

# 住宅改修

新築

中古

住宅

奨励金

## 《平成28年度 申し込みのお知らせ》

### 住宅改修【住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です】

### 住宅新築

新築住宅に対する奨励金額

●必須要件 60万円



- ①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工している工事
- ②改修に要する費用が50万円（消費税額含む）以上
- ③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

※詳しくは下記担当へお問い合わせ、又は、町ホームページをご覧ください。

#### ●対象となる改修工事、区分など

- ③申請書は町ホームページからもダウンロードできます。
- ④午前8時30分から午後5時15分
- ①期間 平成28年4月1日～4月20日（土・日・祝日を除く）
- ②時間

#### ●受付期間など

- ①床面積80m<sup>2</sup>以上、10年以上の定住を確保
- ②住宅の品質確保等に関する法律第3条に規定する日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の「断熱等性能等級」に示された「等級4」を満たすこと

- ①申請時に同居する中学生以下の子供がある場合
- ②町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合（転入後1年以内に申請する場合を含む）
- ③町内の業者に発注する場合
- ④住宅性能表示基準、評価方法基準の

- ①申請時に同居する中学生以下の子供がある場合
- ②町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合（転入後1年以内に申請する場合を含む）
- ③町内の業者に発注する場合
- ④住宅性能表示基準、評価方法基準の

#### ●加算要件

- 中古住宅購入に対する奨励金額
- 建物の固定資産税課税標準額が150万円以上の中古住宅を購入した場合が、奨励金の対象となります。
- 売買後1年内の申請が必要です（課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています）。

問い合わせ・申し込み先  
建設課 住宅グループ  
☎ 76-2151  
(内線252、255)

※工事着手前に申請が必要です。

- ※必要件の60万円に、該当する加算要件をえた額が、奨励金額となります。
- ※小数点以下切捨てて、上限40万円
- ※北海道内で森林管理認証された木材の使用量1m<sup>3</sup>以上の利用でC.O.C認証を取得した業者が施工した場合は、1m<sup>3</sup>当たり3万円。加算要件(5)との併用可（使用量については
- 材の使用量10m<sup>3</sup>以上利用した場合、10万円）

### 津別町 空き家等撤去 促進事業

## 空き家・廃屋を自主的に取り壊す方に 費用の一部を助成します

#### ■対象となる家屋

全国的にも空き家や廃屋の増加が、深刻な問題となっています。

居住者がおらず、十分な管理がされていないこれらの家屋は、町の景観を損ねるほか、倒壊の恐れや治安の悪化が心配されています。

町では、良好な生活环境を守り、美しい景観向上のための取り組みとして、今年度もこのような家屋を自主的に取り壊す方に費用の一部を助成する「津別町空き家等撤去促進事業」を実施します。

#### ■対象となる事業

津別町内の業者が取り壊しを行う場合のみ対象となります。町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象外となります。



### 空き家等撤去促進事業

#### Q & A

- Q 取り壊すと固定資産税が上がる、と聞いたのだが？
- A 住宅の建て替えを行ったための取り壊しは対象外です。

- Q 申請に必要な書類は？
- A 申請書類一式は役場の担当課にあります。業者からの工事見積書も必要なので、まず、町内業者に相談してください。

対象となる工事金額は50万円以上です。

町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象外となります。

建設課 住宅グループ  
☎ 76-2151 (内線252、255)

■対象となる金額・補助額

問い合わせ先

建設課 住宅グループ

20万円

10万円

〔高齢者等配慮対策等級〕に示す「等級3」バリアフリー住宅基準を満たす場合

北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材（地材）の使用量10m<sup>3</sup>以上利用した場合

1m<sup>3</sup>当たり3万円。加算要件(5)との併用可（使用量については

材の使用量1m<sup>3</sup>以上利用でC.O.C認証を取得した業者が施工した場合は、1m<sup>3</sup>当たり3万円。加算要件をえた額が、奨励金額となります。